

奈 個 情 第 5 4 号  
令和3年1月21日

奈良市消防長 様  
(諮問実施機関担当課 消防局救急課)

奈良市個人情報保護審議会  
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第8条第2項の規定に係る諮問について (答申)

令和2年11月4日付け奈消局救第152号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-10号】

高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条の規定に基づく、第三者行為求償事務に係る情報提供について

(別紙)

答申：個情第39号

諮問：個情第02-10号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市消防長が、交通事故などの第三者による不法行為による傷病等を把握し、第三者に対する損害賠償請求権の行使を可能とするため、保有している「救急出場報告書」に記載されている、第三者行為求償事務に必要な個人情報を提供することについては、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事務の概要

個人情報を提供する奈良市消防長（以下「実施機関」という。）は、対象事務の概要について、次のとおり説明した。

#### 1 後期高齢者医療制度における保険者インセンティブについて

厚生労働省は、平成27年の国民健康保険法等の改正において、保険者種別の特性を踏まえた保険者機能をより発揮しやすくする等の観点から、次の仕組みに見直した。

- (1) 市町村国民健康保険について保険者努力支援制度を創設し、糖尿病重症化予防などの取組を客観的な指標で評価し、支援金を交付すること。
- (2) 健康保険組合・共済の後期高齢者支援金の加算・減算制度についても、特定健診・保健指導の実施状況だけでなく、がん検診や事業主との連携などの取組を評価すること。

後期高齢者医療制度においても、その運営主体である後期高齢者医療広域連合による予防・健康づくりや医療費適正化の事業実施が全国規模で展開されることを目的として、広域連合の取組を支援するための仕組みを構築した。これにより、評価指標に基づき広域連合の取組を評価し、平成28年度から交付する特別調整交付金に反映され、保険者の努力を判断する指標ごとに所定の点数が設定されており、その取組状況に応じて交付額が加算されていく仕組みになっている。

この指標については、例えば、後期高齢者医療や国民健康保険等の保険者共通の指標である「重症化予防の取組の実施状況」、「被保険者の主体的な健康づくりに対する保険者の働きかけの実施」、「後発医薬品の使用促進に関する取組

の実施状況」などが挙げられるが、これらに加えて後期高齢者医療固有の指標として、「高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施状況」、「後期高齢者医療の視点からの地域包括ケア推進の取組」等6つが掲げられており、その指標のひとつに今回諮問した「第三者求償の取組の実施状況」がある。

## 2 第三者求償について

(1) 後期高齢者医療における第三者行為とは、第三者（後期高齢者医療の被保険者以外の者）の故意又は過失によって後期高齢者医療の被保険者に損害を与えた場合の不法行為を言う。交通事故においては、後期高齢者医療の被保険者に被害を与えたという加害者の不法行為がこれに該当し、当該第三者には、その損害を賠償する責任が生じる。後期高齢者医療では、保険給付の事由が第三者の行為によって発生したときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、当該被保険者の氏名、その事実、第三者の氏名及び住所並びに被害の状況を直ちに保険者に届け出なければならない。第三者行為による後期高齢者医療の給付があった場合は、保険者はその給付の価額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(2) 厚生労働省は、令和2年5月29日付け保高発0529第1号により、「令和3年特別調整交付金（算定省令第6条第9号関係）のうち後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分について」を発出し、保険者共通の評価指標や点数、算定方法等に関する通知を行った。

これによると、1の後期高齢者医療固有の指標である「第三者求償の取組の実施状況」については、その達成基準のひとつに「消防等の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築しているか」という基準が設けられている。本来、交通事故など第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による傷病は後期高齢者医療の保険給付（以下「保険給付」という。）の対象外となるため、厚生労働省は、適切な給付を行うことを求めており、保険者である奈良県後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」という。）は、この基準を達成するために、実施機関から個人情報の提供を受け収集する必要がある。

## 3 個人情報の取扱い

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第46条の規定によれば、保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡による事故について、第三者行為による保険給付を受けた場合は、当該被保険者がその事実やその状況、当該被保険者の氏名及び住所又は居所、第三者の氏名及び住所又は居所を保険者に届け出なければならないこととされており、この届出に基づき、保険者は当該第三者への損害賠償の請求権を取得することになる。

第三者行為による傷病は、保険給付の対象とならないが、診療報酬明細書（レセプト）を確認するだけではその事実を確認することができない。また、加害者が保険に加入していない場合や加害者から保険の給付を受けるよう依頼されているような場合は、当該被保険者が保険給付にならないことを知りながら保険給付を受けている可能性もあり、本人から正確な情報を収集できないことがある。

したがって、保険者は、第三者行為による傷病の有無を確実に確認するため、実施機関から「救急出場報告書」に基づく情報の提供を受け、第三者行為による保険給付の可能性のある事故を把握しようとするものである。

### 第3 審議会の判断

当審議会は、次のとおり認め、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

- 1 第三者行為による傷病等であることの届出がなされていない場合は、保険者による第三者への損害賠償請求を行うことができないため、結果的に、加害者が支払うべき治療費を、被保険者全体で負担することになる。こうした状況から、医療費適正化への取組や国民健康保険制度固有の構造問題への対応を進めるためには、第三者行為に係る事故について確実に届出がなされる必要があり、その把握に努めることは公益上の必要があるものと認められる。
- 2 適正な後期高齢者医療制度を推進するため、厚生労働省は令和2年5月29日付け保高発0529第1号において、適切に求償権を行使し、第三者行為求償事務の取組を強化する手法として、保険者と実施機関の情報連携体制を構築する必要があることを掲げており、保険者が第三者求償事務を適切に行うためには、実施機関から正確な情報を収集せざるを得ず、そこには十分な合理性があるものと認められる。
- 3 以上のことから、後期高齢者医療における第三者行為求償事務に必要な個人情報について、保険者に対する実施機関による「救急出場報告書」に基づく個人情報の提供は、妥当であると判断する。

### 第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該保護者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。ただし、実施機関が保険者に個人情報を提供するに当たっては、次の事項に留意し、保護者に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

実施機関は、保険者に対する「救急出場報告書」に基づく個人情報の提供は、該当する被保険者の「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「性別」をあらかじめ文書に記載を求めた上で、かつ、「救急出場報告書」に記載されている情報を限定するなど最小限の範囲にとどめるよう努めること。

#### 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年11月26日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年12月10日	令和2年度第7回審議会 事案の審議を行った。
令和3年 1月21日	令和2年度第8回審議会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 1月21日	実施機関に対して答申を行った。

#### ○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者